

重要公文書該当基準（案）

1 基本的な考え方

重要公文書とする公文書は、「市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となる公文書」、「市政を将来にわたって検証できる公文書」とし、下記に該当する公文書とする。

- (1) 本市全実施機関の制度、計画、事業などの成り立ちや変遷が記録された公文書
- (2) 札幌市行政の過去の貴重な例証が記録された文書
- (3) 札幌市の歴史や特性に係る情報が記録された文書

2 文書類型による該当基準

(1) 条例及び規則の制定改廃に関する公文書

重要公文書とする。

(2) 訓令、告示その他の例規の制定改廃に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(3) 議会の会議録、議案、報告その他市議会に関する公文書

重要公文書とする。

(4) 総合計画に関する公文書（基本構想及び長期総合計画に基づく実施計画の企画立案を事務分掌としている課が保有するものに限る。）

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(5) 法令に基づき策定した計画（総合計画を除く。）その他の計画に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(6) 個別特定の事業及び各種制度に係る計画、実施、報告に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(7) 要綱、要領、指針等の制定及び改廃に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(8) 個人又は法人の権利義務の得喪に係る審査基準等の制定及び改廃に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(9) 職員の人事（軽易なものを除く。）に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するもののうち、任免及び賞罰の方針又は基準等に関する公文書、職員の配置計画、職員数に関する公文書は、重要公文書とする。

(10) 隣接市町村との廃置分合及び境界変更に関する公文書

重要公文書とする。

(11) 区の設置及び境界、町名整備及び住居表示に関する公文書

重要公文書とする。

(12) 訴訟及び不服申立てに関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(13) 契約、工事設計書等に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。
ただし、工事設計書等については、市長（公文書館）が指定するものとする。

(14) 財産の取得及び処分に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(15) 本市が関与した団体等の設置廃止に関する公文書

重要公文書とする。

(16) 統計に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(17) 予算編成及び決算調整に関する公文書（各会計の予算編成及び決算調整を事務分掌としている課が保管しているものに限る。）

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(18) 行財政改革、行政評価等に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(19) 国、北海道及び他市町村との協議決定に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(20) 本市域内の災害に関する公文書（災害対策本部が設置されたもの及びそれに準じるものに限る。）

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(21) 褒章、叙位、叙勲、表彰に関する公文書

「保存期間表」で30年保存に該当するものは、重要公文書とする。

(22) 市政要望に関する公文書

重要・異例なものは、重要公文書とする。

(23) 市長（市長から副市長に委任された事務を含む）の事務に関する引継ぎ書

市長及び副市長の引継ぎに関する公文書は、重要公文書とする。

(24) 公文書の移管又は廃棄が記録された公文書

総務局総務課で取りまとめたものは、重要公文書とする。

(25) その他

上記を除くほか、下記に例示する事項又はそれらに準じる重要な事項
に関する公文書は、保存期間にかかわらず、重要公文書とする。

- ・ 市長記者会見記録
- ・ 本市が関与した国際会議に関する公文書
世界冬の都市会議、サミット
- ・ 姉妹友好都市交流に関する公文書
提携書、提携に至る経過”
- ・ 行幸及び皇族の奉迎に関する公文書
- ・ オンブズマン制度に関する公文書
- ・ 大規模なイベント開催・招致に関する公文書
雪まつり、PMF、オリンピック（招致関係含む）、世界選手権、国民体
育大会、博覧会（招致関係含む）
- ・ 市民の意識調査に関する公文書
パブリックコメント、市政世論調査、市民アンケート（旧市政モニタ
ー）等
- ・ 使用料手数料改定、ごみ有料化、交通料金、水道料金、下水道料金改定
に関する公文書
- ・ 高等教育機関の設置・統合・廃止に関する公文書
市立高校、高等専門学校、市立大学”
- ・ 災害支援の記録に関する公文書
過去の有珠山噴火、東日本大震災
- ・ 行政代執行に関する公文書
- ・ 住民監査請求に関する公文書

※ (1)～(25)に当てはまる公文書であっても、市政の諸活動や歴史を検証す
る上での重要性が明らかに低いものは、重要公文書としない。